



アキ タ シ 秋 田 市

「しあわせ実感 緑の健康文化都市」



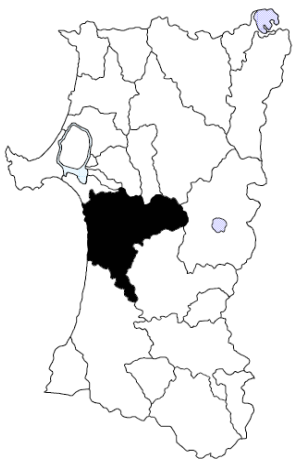
合併期日	平成17年1月11日	合併の方式	編入
合併関係市町村	秋田市、河辺町、雄和町		

所在地	秋田市山王一丁目1番1号
電話	018-863-2222
FAX	018-863-7284
ホームページ	http://www.city.akita.akita.jp/
Eメール	ro-copr@city.akita.akita.jp

面積	905.67	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	460.10	km ²	秋田市
	301.06	km ²	河辺町
	144.51	km ²	雄和町

人口	336,646	人	(H12国勢調査)
内訳	317,625	人	秋田市
	10,669	人	河辺町
	8,352	人	雄和町

世帯数	128,169	世帯	(H12国勢調査)
内訳	122,971	世帯	秋田市
	3,025	世帯	河辺町
	2,173	世帯	雄和町

<p>位置・地勢</p>	<p>秋田市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域の中央に位置し、905.67km²の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれた地域である。</p> <p>市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいる。東部には、標高1,171mの太平山をはじめとする秋田杉におおわれた出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在している。</p> <p>海岸線は単調であり、延長約23.5km、内陸は海岸線より1～2kmの砂丘地が南北に走っている。</p> <p>南東部から中央部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっている。</p> <p>冬季は北西の季節風が強くなり、恒常的な降雪がある。年間の降雪量をあらかず累計降雪深の過去10年間の平均値は273cmだが、最も少ない年で平成15年度の155cm、最も多い年で17年度の447cmと、その年により格差が大きくなっている。</p>	
--------------	---	---

<p>産業・観光</p>	<p>産業は、サービス業や卸売・小売業を中心とした第3次産業が中心となっているが、第2次産業においても、金属や紙・パルプ・木材加工を中心とした基礎素材型工業および電子部品工業などが盛んで、陸・海・空の物流拠点を抱え、今後ますます発展する可能性を秘めている。</p> <p>観光資源は、旧秋田藩佐竹氏の居城であった久保田城跡の千秋公園や大森山公園のほか、四季を通し景勝美が楽しめる岨谷峡や三内溪谷、世界のダリアが咲き誇る「雄和国際ダリア園」などの施設がある。また、夏には、「竿燈まつり」や勇壮な曳山が練り歩く「土崎港まつり」が開催され、賑わいを見せている。特に、「竿燈まつり」は東北3大祭りの1つに数えられ、稲穂に見立てた高さ12cm、重さ50kgの竿燈を、手のひら、ひたい、肩、腰へと載せていく妙技は圧巻である。</p> <p>このほか、秋田市では、秋田名物の大きな蕎麦の葉を使った美しい工芸品「蕎麦摺り」、桜の樹皮を張り込んで作る素朴な味わいの工芸品「桜皮細工」、さらには、0.1mmの純銀の線をより合わせて作る、繊細な装飾品「銀線細工」などの工芸品が名産となっている。</p>
--------------	--



久保田城



岩見ダム湖



県立中央公園スポーツゾーン

組織 (合併後初代)	市長	助役		収入役	議長	副議長
	佐竹 敬久	相場 道也	松葉谷 温子	佐々木 敏雄	佐々木 晃二	安井 貞三
	H17.1.11～	H17.1.11～ H18.6.30	H17.1.11～ H18.1.31	H17.1.11～	H17.1.11～ H17.7.4	H17.1.11～ H17.7.4

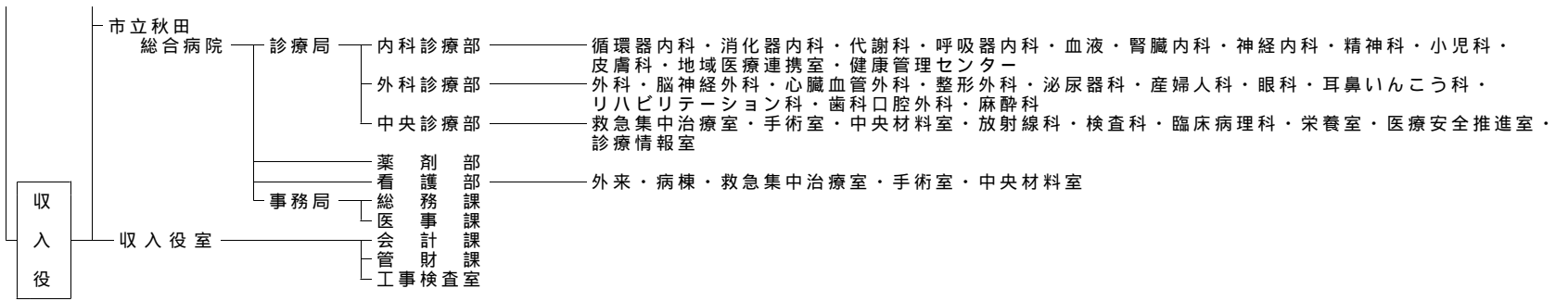
行政 施策	将来都市像	しあわせ実感 緑の健康文化都市
	分野別将来都市像	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち 2 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち 3 安心して健康にすごす助け合いのまち 4 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち 5 自ら考え主体となって参加する開かれたまち <p style="text-align: right;">(H17.1.11現在)</p>



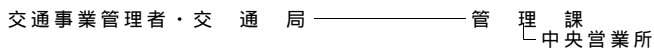
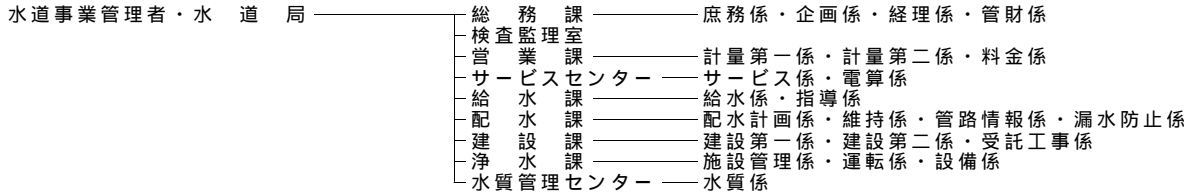
市の木「けやき」



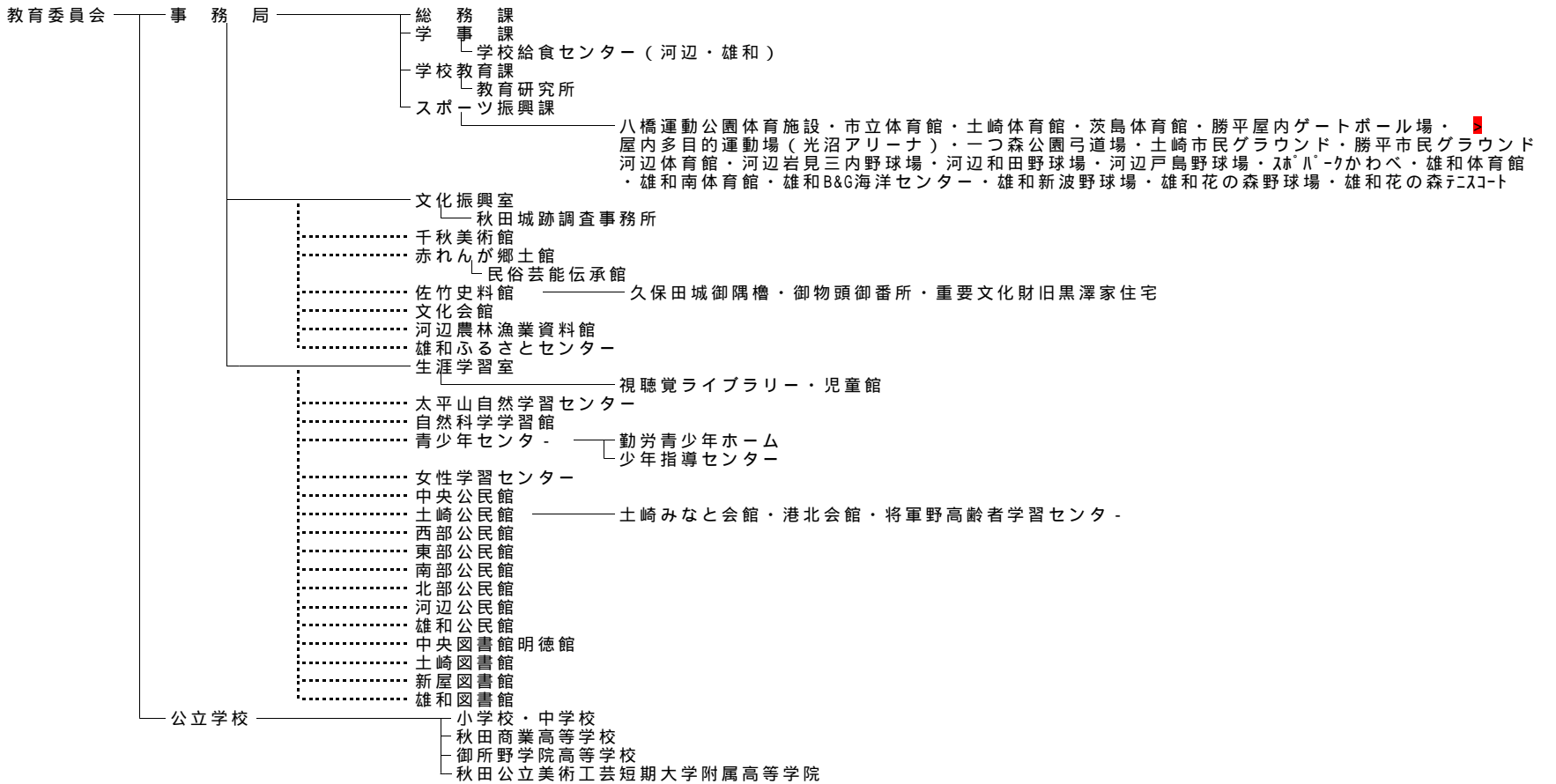
市の花「さつき」



公 営 企 業



執行機関たる行政委員会



選挙管理委員会 — 事務局

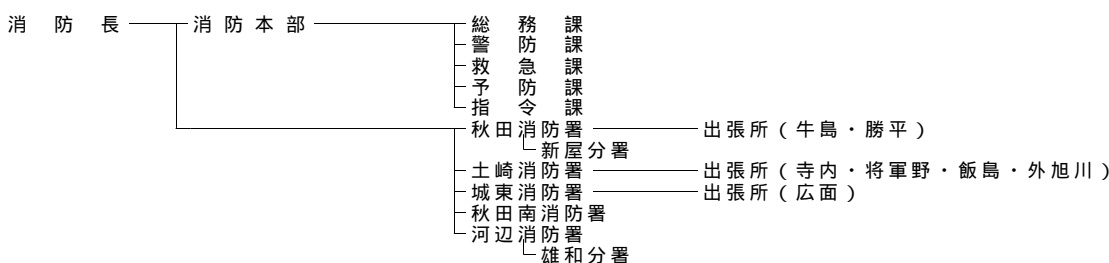
農業委員会 — 事務局

監査委員 — 事務局

固定資産評価審査委員会

公平委員会

消 防



1 合併関係市町村の沿革

秋田市:明治 22(1889)年 4 月 1 日に市制施行後、大正時代に 2 回の編入合併を経て、昭和 8 (1933)年 3 月 14 日に旭川村と、昭和 16(1941)年 4 月 1 日に土崎港町、寺内町、広山田村、新屋町と、昭和 29(1954)年 10 月 1 日に太平村、外旭川村、飯島村、下新城村、上新城村、浜田村、豊岩村、仁井田村、四ツ小屋村、上北手村、下北手村、下浜村と、昭和 30 (1955)年 1 月 1 日に金足村と計 4 回編入した。

河辺町:昭和 30(1955)年 3 月 31 日に和田町、岩見三内村、豊島村の 1 町 2 村が合併した。

雄和町:昭和 31(1956)年 9 月 30 日に種平村、戸米川村、大正寺村の 3 村が合併して雄和町となった後、昭和 32(1957)年 6 月 1 日に川添村を編入合併し、昭和 47(1972)年 4 月 1 日に雄和町となった。

平成 17(2005)年 1 月 11 日、「秋田市」が河辺町、雄和町を編入した。

2 合併関係市町村間のつながり

3 市町は、以前から、ごみやし尿の処理、消防・救急業務など多くの分野で連携している。また、医師会や J A などの公共的団体が統一的に組織されていることに加え、多くの通勤・通学者や買い物客等が両地域から秋田市に流入しているなど、強い一体性を有している。

合併後の秋田市は、自然・人材・文化などの地域資源が増え、高速道路網・秋田新幹線・港湾・空港といった陸・海・空の交通結節点や豊かな自然環境、地域に根ざした伝統文化など、それぞれの持つ有形・無形の地域資源の一体的活用が可能となった。また、市町合併により、住民の生活圏域と行政区域を一体的に考えながら、広域的な観点からの行政サービスの提供や、より効率的かつ効果的な公共施設整備・土地利用を行うことが可能となった。



市民会議（秋田住民説明会）

3 合併に向けた動き

河辺町では、合併特例法の失効を控え、全国で合併の動きが活発化してきたことなどを受け、「市町村合併に関する住民説明会」を開催し、町の将来について住民意識の高揚を図った。さらに合併協議申入れの前には、「市町村合併に関する懇談会」を開催し、市町村合併への啓発に努めていった。

一方、雄和町でも、行政レベルによる「秋田市近郊エリア政策研究会」の設立に呼応する形で、「町民対話集会」の開催や、自治会等が主催する「合併に関する学習会」等にも積極的に出向きながら、町民とともに市町村合併を考える取組をスタートさせた。

また、河辺町では平成14年11月1日に18歳以上の全町民9,103人を対象に「市町村合併に関する住民意向調査」を実施した。有効回答率は81.5%で、合併の必要性については、3,180人(42.8%)が「合併は必要である」と回答し、そのうち2,688人(84.5%)が合併の相手先として「秋田市とその周辺町村」を選択した。

雄和町では平成14年10月1日に全世帯2,080世帯を対象に「市町村合併に関する町民意向調査」を実施した。有効回答率は95.8%で、合併の必要性については1,087世帯(54.6%)が「必要である」と回答し、そのうち940世帯(86.5%)が合併の相手先として「秋田市とその周辺町」を選択した。

こうした両町の合併に向けた取組や住民意向調査の結果などを受け、平成14年12月26日に両町は秋田市に市町合併に関する協議の申入れをした。これを発端として、平成15年2月13日に秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(任意)を設置し、合併の方式を編入合併、合併後の市の名称を秋田市、合併後の市の事務所を秋田市山王一丁目1番1号にすることなど、市町合併にあたっての基本的項目の合意がなされた。

その後、それぞれの議会の議決を経て、平成15年7月7日に秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(法定)を設置した。

平成14年	12月26日	河辺・雄和両町から秋田市に合併協議の申入れ
平成15年	2月13日	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(任意)の設置 第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(任意)の開催
	3月28日	第2回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(任意)の開催
	6月4日	第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(任意)の開催
	7月7日	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(法定)の設置 (協議会の下に幹事会、専門部会を設置)
	7月10日	第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(法定) の開催 (以降、全12回の法定合併協議会を開催)
	12月下旬	新市建設計画の素案完成
平成16年	1月~4月	3市町で住民説明会の開催

平成 16 年		(秋田市 15 回、河辺町 15 回、雄和町 8 回)
	6 月 2 日	第 12 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会（法定）で合併協定書および新市建設計画の最終決定
	7 月 12 日	合併協定調印式の挙行
	7 月 22 日	河辺・雄和両町議会で合併関連議案の可決
	7 月 23 日	秋田市議会で合併関連議案の可決
	7 月 26 日	県知事へ廃置分合を申請
	10 月 1 日	県議会で廃置分合議案可決
	10 月 5 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	10 月 28 日	総務大臣の告示
平成 17 年	1 月 11 日	秋田市が河辺町、雄和町を編入



市民会議（河辺住民説明会）



市民会議（雄和住民説明会）

4 合併協議の概要

平成 15 年	7 月 7 日	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会設置 会長 秋田市長 佐竹敬久 副会長 河辺町長 大山博美 雄和町長 伊藤憲一 委員 33 名
	7 月 10 日	第 1 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認 ・副会長の指名 ・会議運営規程の設定 ・合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程の設定 ・平成 15 年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画 ・秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算 ・合併の方式 ・合併後の市の名称 ・合併後の市の事務所の位置
	8 月 8 日	第 2 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認 ・市町村建設計画の策定方針 ・合併協定項目調整の基本方針 ・合併の期日 ・一般職の職員の取扱い ・条例、規則等の取扱い ・組織および機構の取扱い ・電算システム事業の取扱い
	9 月 29 日	第 3 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認 ・地方税の取扱い ・町（字）の区域および名称の取扱い ・慣行の取扱い ・都市計画の取扱い
	11 月 5 日	第 4 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認

平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の取扱い ・ 姉妹都市等交流事業の取扱い ・ 広報、広聴事業の取扱い ・ 男女共生事業の取扱い ・ 交通安全事業の取扱い ・ 国民健康保険事業の取扱い
	11 月 26 日	<p>第 5 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い ・ 住民サービス窓口業務の取扱い ・ 住民自治関係事業の取扱い
	12 月 24 日	<p>第 6 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合等の取扱い ・ 使用料、手数料等の取扱い ・ 防災等関係事業の取扱い ・ 消防事業の取扱い ・ 議会議員の任期および定数の取扱い
平成 16 年	1 月 22 日	<p>第 7 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱い ・ 児童福祉等事業の取扱い ・ 高齢者福祉事業の取扱い ・ 生活保護関連事業の取扱い ・ 介護保険事業の取扱い ・ その他の福祉事業の取扱い
	2 月 23 日	<p>第 8 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の取扱い ・ 保健、衛生事業の取扱い ・ 環境保全事業の取扱い ・ ごみ処理事業の取扱い ・ し尿処理事業の取扱い ・ 農林水産関係事業の取扱い ・ 商工観光関係事業の取扱い ・ 財産区の取扱い

平成 16 年	4 月 12 日	<p>第 9 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画 ・平成 16 年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関する専決処分について承認を求める件 ・水道事業の取扱い ・下水道事業の取扱い ・建設関係事業の取扱い ・都市整備、交通関係事業の取扱い
	4 月 21 日	<p>第 10 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等の取扱い ・学校教育事業 ・文化・体育振興事業 ・その他事業の取扱い
	5 月 17 日	<p>第 11 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の委員の任期および定数の取扱い変更 ・社会教育事業の取扱い ・地域審議会の設置
	6 月 2 日	<p>第 12 回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村建設計画 ・平成 15 年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会歳入歳出決算 ・合併協定書（案）ならびに合併協定調印式の概要について

① 合併の方式

合併にあたっては、以前から、強い一体性を有していたこともあり、第 3 回合併協議会（任意）において、合併の方式を秋田市への「編入合併」とすることで合意がなされ、正式には平成 15 年 7 月 10 日第 1 回合併協議会において確認した。

② 合併の期日

合併の期日については、第 3 回合併協議会（任意）において、合併の手続きや住民の合意形成に要する期間、市町村の合併の特例に関する法律の期限などを考慮し、「平成 17 年 1 月 1 日から 3 月末日までの間の適切な期日に、できるだけ早く市町合併を施行する。」ことで合意がなされた。さらに、合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、事務処理・事務引継ぎの利便性等を検討した結果、平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会において、合併の期日は「平成 17 年 1 月 11 日」とすることを確認した。

③ 新市の名称の取扱い

秋田市への編入合併であることから、第 3 回合併協議会（任意）において、新市の名称は「秋田市（あきたし）」とすることで合意がなされ、正式には平成 15 年 7 月 10 日第 1 回合併協議会において決定した。

④ 新市事務所の位置の取扱い

秋田市への編入合併であることから、第 3 回合併協議会（任意）において、新市事務所の位置は「秋田市山王一丁目 1 番 1 号」とすることで合意がなされ、正式には平成 15 年 7 月 10 日第 1 回合併協議会において確認した。

⑤ 財産の取扱い

財産の取扱いについては、会計専門部会において、河辺町および雄和町の財産はすべて秋田市に引き継ぐことを基本方針に協議を進めてきたが、財産区については、3 市町の合併という中で、どういった形で取り扱っていくべきか、慎重に協議する必要があったことから、平成 15 年 11 月 5 日第 4 回合併協議会において、

「合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

ただし、財産区については、別途協議し取扱い方針を決定する。」

として、原案どおりとすることを確認した。

その後も財産区については、専門部会において協議を重ね、平成 16 年 2 月 23 日第 8 回合併協議会において、

「河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 294 条第 1 項の規定に基づき財産区を廃止する。また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。」

として、原案どおりとすることを確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

議会議員の任期および定数の取扱いについては、平成 15 年 12 月 24 日第 6 回合併協議会において、

- 「(1) 河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職する。
- (2) 合併後に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 5 項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例（平成 13 年秋田市条例第 39 号）を改正し、議会議員の定数を 46 人とする。さらに、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 8 条第 1 項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第 9 条第 1 項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区 42 人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区 2 人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区 2 人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。
- (3) 前項の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 260 条第 2 項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成 19 年 5 月 1 日までとする。」

として、原案どおりとすることを確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いについては、農林専門部会において、河辺・雄和町農業委員については、失職により農地法等業務に支障を来すことのないよう、また、選挙区については、合併に伴い農業委員の担当エリアが広域化することなどを配慮しながら調整が図られていった。そして、平成 15 年 11 月 26 日第 5 回合併協議会において、

「河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで在任するものとする。
- (2) 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、合併後の選挙による委員の定数は 20 人とし、合併前の秋田市の区域に 3 選挙区 12 人、河辺町の区域に 1 選挙区 4 人、雄和町の区域に 2 選挙区 4 人とする。」

として、原案どおりとすることを確認した。

⑧ 地方税の取扱い

地方税および関連制度については、専門部会において、原則合併時に秋田市の制度に統一するとして調整を図ったが、3市町において税率等の異なる個人市町民税、法人市町民税、固定資産税、事業所税については、住民生活に大きな支障を来さないよう、経過措置をとることとした。そして平成15年9月29日第3回合併協議会において、

「地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。
- (2) 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- (3) 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。
- (4) 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。」

として、原案どおりとすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、先進事例や市町村の合併の特例に関する法律第9条の職員の身分取扱いの規定等を考慮した結果、平成15年8月8日第2回合併協議会において、

「(1) 河辺町および雄和町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。」

として、原案どおりとすることを確認した。



合併協議会

⑩ 新市建設計画

平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会において、策定方針が原案どおり決定された後、基本構想、建設計画、財政計画をまとめ、全体計画（素案）を策定し、平成 15 年 12 月 24 日第 6 回合併協議会において承認された。1 月下旬には、住民説明会等を開催して全体計画（素案）に対する意見徴収を実施し、全体計画（原案）を策定した。この全体計画（原案）が、秋田県市町村合併支援本部会議において、県の承認を得たため、平成 16 年 6 月 2 日第 12 回合併協議会において、最終確認した。

⑪ 条例・規則の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会において、「秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。」として、原案どおりとすることを確認した。

⑫ 機構及び組織の取扱い

組織および機構の取扱いについては、平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会において、先進事例や地方自治法の規定に基づき、

- 「(1) 現在の河辺町役場および雄和町役場は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づく出先機関とする。
- (2) 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- (3) 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。」

として、原案どおりとすることを確認した。

協議会では、出先機関を段階的に再編、見直しする具体的な考え方について議論するとともに、出先機関の機能について、「窓口業務だけでなく、住民の声を吸い上げてくれる機能にしてほしい。」などの意見があった。なお、出先機構の機能、すなわち名称、新市行政組織上での位置づけ、取扱う行政サービス内容など、所掌する事務分掌の内容については、平成 15 年 12 月 24 日第 6 回協議会において確認した。

⑬ 使用料・手数料の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、各専門部会において、現行どおりとするもの、秋田市の制度に統一するもの、廃止するもの、統一するも経過措置を講じるもの等慎重に調整が図られた。こうして、平成15年12月24日第6回合併協議会において、
「使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。」
として、原案どおりとすることを確認した。なお、農業集落排水事業、下水道、水道事業に係る使用料等については、別途個別に協議した。委員からは、「合併後の保育料増加は、両町の若い人たちの負担になるのではないか。」などの意見があったが、今後住民に対して十分説明しながら、理解促進に努めていくこととした。

⑭ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、平成15年12月24日第6回合併協議会において、
「(1) 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぐものとする。
(2) 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとする。
(3) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとする。」
として、原案どおりとすることを確認した。

⑮ 地域審議会の取扱い

地域審議会の設置については、両町から合併後の河辺地域および雄和地域の住民意向をくみあげる組織の設置について検討してほしいとの要請があったことを受け、企画専門部会において、地域審議会を設置することとし、委員の構成や具体的役割等について検討が進められていった。そして平成16年5月17日第11回合併協議会において、
「地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。
(1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
(2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。」
として、原案どおりとすることを確認した。

⑯ 町字名の取扱い

町（字）の区域および名称の取扱いについては、編入合併であることなどから平成15年9月29日第3回合併協議会において、

「(1) 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行どおりとする。

(2) 河辺町および雄和町の区域内の町（字）の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあつては、河辺の後に現行の町（字）の名称を続け、雄和町にあつては、雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。」

として、原案どおりとすることを確認した。また、町（字）の名称変更に伴う手続きについては、住民からの手続きは必要ないものの、住民へのPRに十分努めることとした。

⑰ 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、専門部会において12の項目を調整し、平成15年9月29日第3回合併協議会において、

「慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。」

として、原案どおりとすることを確認した。

⑱ 補助金・交付金の取扱い

平成15年12月24日第6回合併協議会において、

「補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。」

として提案されたが、補助金等264件のうち4件が未調整だったため、この4件について継続審議することとした。その後、平成16年1月22日第7回合併協議会において、4件のうちなお1件検討するべき事項があるとして、引き続き継続審議することとした。その後、専門部会、幹事会において、調整方針が決定したため、平成16年2月23日第8回合併協議会において、その旨説明し、原案どおりとすることを確認した。

5 合併協定書の調印

平成 16 年 7 月 12 日午後 2 時から、3 市町の地理的中心にあたる秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ）において、県知事や県議会議員、合併協議会委員、3 市町の議会議員などの立ち会いのもと、合併協定調印式を挙行了した。

調印式では、これまで合併協議会で協議してきた行政制度の調整方針や新市の市町村建設計画などをまとめた合併協定書に、秋田市長、河辺町長、雄和町長が調印し、特別立会人として、県知事が署名した。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、3市町において以下の廃置分合関係4議案

- ・秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に関する件
- ・秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う財産処分についての協議に関する件
- ・秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期についての協議に関する件
- ・秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等についての協議に関する件

は、平成16年7月22日に河辺町、雄和町、翌23日に秋田市で可決された。

② 廃置分合申請

平成16年7月26日、3市町長が県知事に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成16年秋田県議会9月定例会に廃置分合議案「議案第190号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は平成16年10月1日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成16年10月5日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成16年10月28日付け総務省告示第826号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 市町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

編入合併であり該当なし。

② 新市章の決定

編入合併であり該当なし。

③ 電算システムの統一

平成 15 年 8 月 8 日第 2 回合併協議会において、

「電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。」

として、原案どおりとすることを確認した。また、汎用機システム、個別システム、ネットワークの統合に向けた基本方針も原案どおりとすることを確認し、この基本方針に基づき作業を進めていった。統合にかかる経費については、平成 16 年 9 月秋田市議会定例会において、「各種業務システム統合経費」として 45,810 千円計上し、可決された。

④ 例規の整備

秋田市では、平成 15 年 10 月から合併協議により定めた制度改正や各種特例のうち、条例で規定する必要のあるもの、あるいは、新たに秋田市の施設として設置するための条例等の整備を行った。そして平成 16 年 11 月秋田市議会臨時会に 91 件、平成 16 年 12 月定例会に 25 件、平成 17 年 1 月臨時会に 2 件の条例案を提出し、可決された。

⑤ 閉庁式

【河辺町役場閉庁式】

平成 17 年 1 月 7 日午後 4 時から河辺町役場 1 階町民ホールで行われ、職員ら約 100 人が出席した。閉庁式では、町長職務代理者（河辺町助役）が「職員の皆さんの熱意や頑張り
で町政が支えられてきた。河辺町の歴史や文化を生かして、新市のさらなる発展に努めて
ほしい。」とあいさつ。その後、助役と収入役が玄関前の町旗を降納すると、町の歴史のす
べてを見聞きしてきた庁舎に感謝するかのよう拍手がわき上がった。

【雄和町役場閉庁式】

平成 17 年 1 月 7 日午後 4 時から町議会の議場で行われ、町議会議員や行政委員会委員、
職員など約 120 人が出席した。閉庁式で雄和町長は「空港にちなみ翼を広げ飛び立とうと
するイメージで建てられた庁舎であり、行政と町民をつなぐシンボルでもあった。これか
らは、市民センターとして、地域の発展に力を注いでほしい。」とあいさつ。町議会議長と
ともに、議場に掲げられた町章を降ろし、出席者全員が新しいスタートを誓い万歳三唱を
行った。



閉庁式の様子（雄和閉庁式）

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

平成 17 年 1 月 11 日午前 9 時から河辺市民センター（旧河辺町役場）で、その後、雄和市民センター（旧雄和町役場）で開所式が行われた。秋田市長、秋田市議会議長、旧両町関係者などが出席し、新しいスタートを喜びあった。午後からは秋田市および旧河辺町・雄和町の関係者や国、県関係者など約 1,000 人を招き、秋田拠点センターアルヴェで合併記念式典を挙行了した。

9：00 河辺市民センター開所式

10：45 雄和市民センター開所式

15：00 合併記念式典

② 合併記念式典

平成 17 年 1 月 11 日、秋田市および旧河辺町・雄和町の関係者や国、県関係者など約 1,000 人を招き、秋田拠点センターアルヴェで合併記念式典を挙行了した。記念式典では、秋田市長が「50 年ぶりの大事業となる合併の日を迎えた。市民とともに、合併後の新市づくりに努力を惜しまないことを誓う。」とあいさつした。総務大臣表彰の伝達が行われたあと、県知事が「合併が幸せを招くものであってほしい。」と祝辞を述べた。このあと、市内 3 小学校の児童約 300 人が「新秋田音頭」を披露し、さらに、中学生による「未来への宣言」などのアトラクションを行った。最後に出席者全員で秋田市記念市民歌を斉唱し、市町合併を祝った。



合併記念式典

③ 新市初議会

合併後の秋田市の初議会は、平成 17 年 1 月秋田市議会臨時会（議員 42 名）であり、平成 17 年 1 月 12 日に秋田市長により招集された。

主な上程議案（報告）は次のとおり。

- ・ 条例案（2 件）
- ・ 単行案（1 件）

④ 市長選挙

編入合併であり該当なし。

⑤ 新市長による議会の招集

新市初議会に同じ。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例は適用していない。

（ただし、合併協定項目「議会議員の任期および定数の取扱い」に基づき、第 2 選挙区（河辺地区）、第 3 選挙区（雄和地区）において、秋田市議会議員増員選挙を行った。）

平成 17 年 1 月 30 日に告示され、第 2 選挙区（河辺地区）では定数 2 に対して 6 人、第 3 選挙区（雄和地区）では定数 2 に対して 7 人が立候補した。

平成 17 年 2 月 6 日に選挙が行われ、それぞれ 2 人の議員が決定した。

第 2 選挙区（河辺地区）の有権者数は 8,743 人、投票率は 75.16%であった。

第 3 選挙区（雄和地区）の有権者数は 6,762 人、投票率は 82.68%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度河辺町、雄和町、河辺雄和地区消防一部事務組合の決算審査および秋田市の決算審査については、平成 17 年 11 月秋田市議会臨時会において決算特別委員会が設置され、秋田市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定で選任された 11 名の委員により 11 月 15 日から 18 日まで行われた。

その後、平成 17 年 12 月秋田市議会定例会初日（5 日）において委員長報告、討論、採決が行われた。

合併協定書

秋田市・河辺町・雄和町

1 合併の方式

河辺町および雄和町（以下「2町」という。）を廃し、その区域を秋田市へ編入する。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月11日とする。

3 合併後の市の名称

合併後の市の名称は、秋田市とする。

4 合併後の市の事務所の位置

合併後の市の事務所の位置は、秋田市山王一丁目1番1号とする。

5 財産の取扱い

合併時の2町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。ただし、2町の財産区については、合併までに、2町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。また、廃止後の財産区有財産は、協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の任期および定数の取扱い

- (1) 2町の議会議員は、合併時に失職する。
- (2) 合併後に、地方自治法第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）を改正し、議会議員の定数を46人とする。さらに、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町（以下「1市2町」という。）のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町

の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の2町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。

(3) 上記(2)の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第260条第2項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとする。

7 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、合併前の2町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとする。

8 地方税の取扱い

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。
- (2) 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- (3) 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。
- (4) 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。

9 一般職の職員の取扱い

- (1) 2町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。

- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。

10 条例、規則等の取扱い

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

11 組織および機構の取扱い

- (1) 現在の河辺町役場および雄和町役場は、地方自治法第155条第1項の規定に基づく出先機関とする。
- (2) 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- (3) 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

12 地域審議会の設置

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、

事務および財産は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

- (2) 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとする。
- (3) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一する。ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講ずるものとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- (1) 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。
- (4) 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までには脱会又は廃止する。
- (5) 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合は、合併時までには廃止する。
- (6) 国・県等との調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努める。調整は原則として上記(1)から(5)までの例により行うものとする。

16 補助金等の取扱い

補助金等については、秋田市の制度に統一する。ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整する。

17 町（字）の区域および名称の取扱い

- (1) 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行どおりとする。
- (2) 2町の区域内の町（字）の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあっては、河辺の後に現行の町（字）の名称を続け、雄和町にあっては、雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。

18 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、2町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努める。

19 都市計画の取扱い

都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。

20 電算システムの取扱い

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整する。

21 姉妹都市等交流事業の取扱い

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続する。

22 広報、広聴事業の取扱い

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

23 男女共生事業の取扱い

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

24 交通安全事業の取扱い

交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

25 住民サービス窓口業務の取扱い

住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、夜間、休日等における戸籍届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続する。また、雄和町が行っている釜柵車の運行については、平成18年度から廃止する。

26 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- (2) 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

27 住民自治関係事業の取扱い

住民自治関係事業については、合併時又は合併翌年度から秋田市の制度に統一する。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は、現行どおりとする。

28 防災等関係事業の取扱い

防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

29 消防事業の取扱い

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、2町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合する。

30 障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱い

障害者福祉、老人・福祉医療事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、乳幼児医療費助成事業については、2町の合併前の受給者に限り、平成17年8月1日に秋田市の制度に統一する。

31 児童福祉等事業の取扱い

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

32 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

33 生活保護関連事業の取扱い

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、2町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

34 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り、不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

35 その他の福祉事業の取扱い

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

36 保健、衛生事業の取扱い

保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

37 環境保全事業の取扱い

環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一する。

38 ごみ処理事業の取扱い

ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

39 し尿処理事業の取扱い

し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の合併浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとする。また、一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

40 農林水産関係事業の取扱い

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

41 商工観光関係事業の取扱い

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

42 水道事業の取扱い

- (1) 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道および2町の簡易水道事業は、秋田市が引き継ぐものとする。ただし、2町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。
- (2) 雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぐものとする。
- (3) 水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

43 下水道事業の取扱い

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金ならびに農業集落排水の使用料および受益者分担金については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 下水道関係

- ① 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。
- ② 受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

(2) 農業集落排水関係

- ① 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。
- ② 受益者分担金については、合併翌年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとする。また、2町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとする。

44 建設関係事業の取扱い

建設関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、除排雪対策事業については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。なお、各事業の実施にあたっては、地域的な均衡や必要性を勘案する。

45 都市整備、交通関係事業の取扱い

都市整備、交通関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

46 学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

47 社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

48 文化・体育振興事業の取扱い

文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

49 その他事業の取扱い

その他事業については、原則、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、選挙関係事業のうち、期日前投票（不在者投票含む）の管理、執行については、経過措置として、河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とする。また、投票事務については、2町の各投票所を、全て秋田市の投票所として引き継ぎ、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とする。このほか、一部の事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

50 市町村建設計画

新市の市町村建設計画は、別紙2「緑あふれる新県都プラン」のとおりとする。

調印書

特別立会人

秋田市、河辺町および雄和町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき設置された秋田市・河辺町・雄和町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

秋田県知事

寺田典茂

平成16年7月12日

秋田市長

佐竹敬久



河辺町長

大石博美



雄和町長

甲藤憲一



立会人

合併協議会委員

佐々木光二

合併協議会委員

藤原貢

合併協議会委員

工藤四郎

合併協議会委員

安井貞三

合併協議会委員

進藤芳明

合併協議会委員

伊藤満

合併協議会委員

相原政志

合併協議会委員

三浦芳博

合併協議会委員

藤田茂

合併協議会委員

小野寺一志

合併協議会委員

竹下博英

合併協議会委員

牧野正則

合併協議会委員

三浦真一

合併協議会委員

池村好道

合併協議会委員

相場道也

合併協議会委員

稻場名古子

合併協議会委員

松葉谷温子

合併協議会委員

佐藤裕之

合併協議会委員

名古息昇

合併協議会委員

小野奇平紀

合併協議会委員

佐々木勝男

合併協議会委員

佐藤勇一

合併協議会委員

佐々木敏雄

合併協議会委員

佐桐登司夫

合併協議会委員

辻永武美

合併協議会委員

地主重子